

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 業務方法書（変更案）

第一章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年3月31日東京都規則第79号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第二章 産業技術に係る試験、研究及び調査

（試験に関する業務）

第3条 法人は、依頼に応じて、産業技術に係る試験（以下「依頼試験」という。）を実施することができる。

2 法人は依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収するものとする。

（研究及び調査に関する業務）

第4条 法人は、産業技術に係る研究及び調査（以下「研究等」という。）を実施する。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究等を実施することができる。

3 法人は、他の者と共同して行う研究等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

5 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 課題名及び内容
- 二 実施期間

- 三 業務及び経費の分担
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(研究等の受託)

第5条 法人は、研究等の実施を受託することができる。

- 2 法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。
 - 一 課題名及び内容
 - 二 実施期間
 - 三 受託料
 - 四 知的財産権の取扱い
 - 五 その他必要な事項

第三章 産業技術に係る普及、相談及び支援

(普及、相談及び支援に関する業務)

第6条 法人は、産業技術に係る普及、相談及び支援（以下「普及及び相談等」という。）を実施する。

- 2 法人は、次の方法により、産業技術に係る普及及び相談等を実施する。
 - 一 発表会及び講習会等を開催すること。
 - 二 報告書等を作成し、これを頒布すること。
 - 三 学会等で発表すること。
 - 四 電子情報として発信すること。
 - 五 取得した知的財産権を公開し、それを実施させること。
 - 六 産学公の連携を支援すること。

七 その他、事例に応じて適当と認められる方法

- 3 法人は、普及及び相談等を実施するときは、法人が委嘱した専門知識を有する外部専門家を活用することができる。
- 4 法人は、普及及び相談等の業務を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第四章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第7条 法人は、依頼に応じて試験機器等の設備及び施設を貸し付けることができる。

2 法人は、試験機器等の設備及び施設を貸し付ける場合には、適正な対価を徴収することができる。

第五章 附帯業務

第8条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第3条から第7条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

第六章 業務の委託

(業務委託の基準)

第9条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第10条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 委託業務名及び内容
- 二 実施期間
- 三 委託料
- 四 その他必要な事項

第七章 契約の方法

(契約の方法)

第11条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第八章 雑則

(その他の業務の方法)

第12条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この業務方法書は、東京都知事の認可のあった日から施行する。